

II. 耐震化の現状

1) 特定建築物の耐震化の状況

(3) 地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物 (耐震改修促進法第14条第3号)

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方

◆対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。)」。

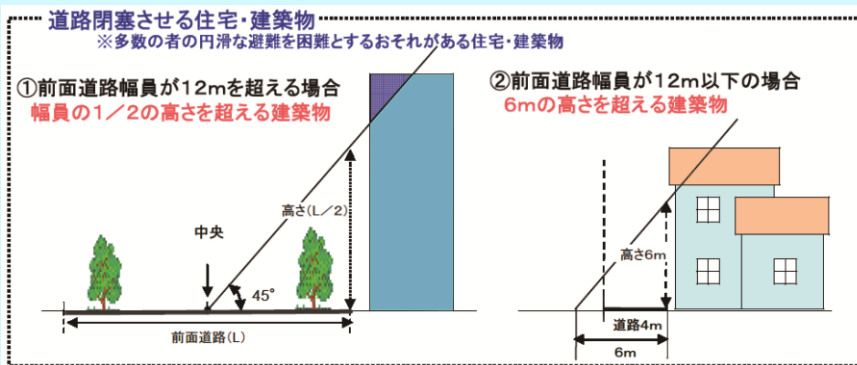
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

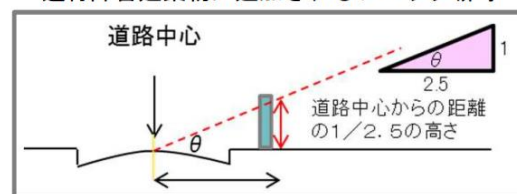
◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
 - イ 12メートル以下の場合 6メートル
 - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



通行障害建築物に追加されるブロック塀等



◆道路の指定の考え方

「福岡県建築物耐震改修促進計画」の改定(平成28年4月)により、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成26年11月見直し)」に定められた第1次または第2次緊急輸送道路ネットワークが、法第5条第3項第3号に規定する沿道の通行障害建築物の耐震化を図る道路として指定されている。今後、緊急輸送道路の見直しなど、福岡県や近隣市町村の動向を踏まえ、必要に応じて指定の見直しなどの検討を行う。

Ⅲ. 施策の概要

6. 耐震改修促進に資するその他の施策

具体的な施策

1) 建築物の総合的な安全対策の実施

(2) ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上

- ◇ 福岡県西方沖地震、大阪府北部地震などにおいて、ブロック塀倒壊による死者が発生したことを受けて、本市では、緊急安全点検調査や対策指導を実施し、啓発用リーフレットの配布等を行っている。
- ◇ ブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金基幹事業））の対象となる避難路沿道等は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路（一般交通の用に供する道をいい、敷地内の通路等を除く。）とする。
- ◇ 本市では、ブロック塀倒壊防止をはじめとする建築物全般の安全対策に向けて、今後も調査・点検、指導等の継続的な取り組みを実施するとともに、関係部局や関係団体と連携を図りながら啓発活動や適正な施工技術の普及、及び改善のための指導を行う。



▲ 啓発用リーフレット
(福岡県作成)